

奈良県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和五年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
川口 貴弘	川口整骨院 磯城郡三宅町大字石見四七八	令和五年二月二十八日
山根 伸丈	山根整骨院 天理市川原城町三六八一	令和五年三月二十日